

公正な審理を求める署名にご協力をお願いします

判決日確定!

新生存権裁判東京



- 14:00～ 地裁前宣伝と入廷行動
- 15:00～ 東京地裁傍聴 103号法廷
(閉廷後、報告集会会場へ移動)
- 16:00～ 報告集会(法廷が延びた場合は閉廷45分後から)
会場: 衆議院第2議員会館 多目的会議室

原告の方には交通費がでます。

ひとりではなくみんなのために
みんなはひとりのために

街頭<<宣伝・署名>>行動

[とき] 5月24日(金)15:30～16:30

[ところ] 押上駅B3口(スカイツリーバスターミナル)

ネット署名(生存権-東京)もご協力下さい
下記 URL、右記 QR コードからでも参加できます
<https://www.change.org/seizonken-tokyo>



主催: 生存権裁判を支える東京連絡会

連絡先: 〒170-0005 豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階(都生連)

Tel.03-5960-0266 Fax03-5960-0268

公正な審理を求める署名にご協力をお願いします

判決日確定！

新生存権裁判東京



- 14:00～ 地裁前宣伝と入廷行動
- 15:00～ 東京地裁傍聴 103号法廷
(閉廷後、報告集会会場へ移動)
- 16:00～ 報告集会(法廷が延びた場合は閉廷45分後から)
会場:未定

原告の方には交通費ができません。

「公正な審理を求める要請書」署名にご協力ください！

ネット署名（生存権-東京）を開始

下記 URL、右記 QR コードからでも参加できます

<https://www.change.org/seizonken-tokyo>



新生存権裁判の勝利のためにも、多くのみなさんの「公正な審理を求める要請書」署名にご協力をお願い致します。



主催：生存権裁判を支える東京連絡会

連絡先：〒170-0005 豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階（都生連）

Tel.03-5960-0266 Fax03-5960-0268

私たちは裁判で訴えています…

生活保護基準引き下げは憲法違反

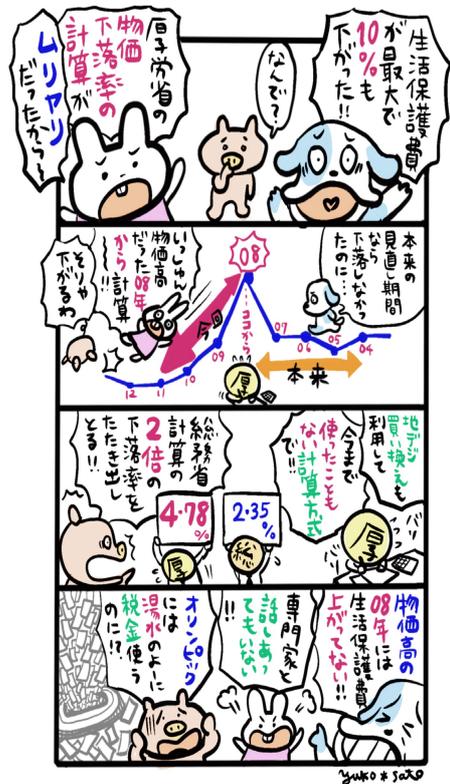
署名にご協力
ください!

引き下げの影響は様々な制度【国の発表では47の制度】へ影響

労働	税金	教育	医療	介護	福祉	住宅
最低賃金	住民税非課税	保育料減免	国民健康保険料減免	介護保険料減額	障害者福祉サービス自己負担限度額	公営住宅家賃減免
	地方税の減免・滞納処分禁止	就学援助※				
		高校等奨学金	高額療養費自己負担限度額	介護保険自己負担限度額	難病患者の医療費減免	
		私立高校・大学等授業料減免				

生活保護基準は、国の発表では右表のように47ものさまざまな制度の基準に連動し、生活保護基準が引き下げられると、国民の生活を支える制度の基準も引き下げられることとなります。

この裁判は、2013年度から2015年4月まで、3回にわたり行われた「生活保護基準引き下げ」が「憲法25条の定める『生存権』保障に反する」として、全国で千人を超える生活保護受給者が東京地方裁判所など、全国29の地方裁判所に30の原告が提訴し、これまでに26の地裁で判決が出され、原告が15勝11敗と多くの粘り強い支援により、原告の勝ち越し数が増え、昨年からは原告11勝2敗と潮目が変わっています。昨年4月の控訴審初の大阪高裁では逆転敗訴判決となりましたが、千葉・静岡・広島地裁と連続して原告勝訴判決が言い渡され、名古屋高裁では「国家賠償」も認める「原告完全勝訴」判決が出されました。大阪高裁判決をなぞった様な那覇地裁判決もありますが、今年に入り鹿児島、富山、津地裁と原告が3連勝しています。



原告が勝訴した判決では、引き下げられた理由が審査され、

- ① 毎年物価の動きも考慮し基準の改定を行ってきたにも関わらず、物価下落のみを理由とする「デフレ調整」を行ったこと
- ② 2007年から2008年に急激な物価上昇が生じているのに、無視して2008年以降の物価の下落部分のみを切り取って考慮したことに、合理的根拠はなく
- ③ 統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く厚労大臣の判断過程には過誤・欠落があり、その裁量権の逸脱・乱用である………として、国の処分を取り消しました。

原告には高齢者が多く、諸物価高騰のなか、最高裁までの先延ばしは許されません。私たちは、国がこれらの判決を真摯に受け止め、生活保護基準を引き下げてきたこれまでの政策を速やかに改めるとともに、早期決着を要求しています。東京地裁での裁判勝利をめざす「公正な審理を求める要請署名」へのご協力をお願い致します。

新生存権裁判東京原告団、新生存権裁判東京弁護団、生存権裁判を支える東京連絡会、東京都生活と健康を守る会連合会、東京社会保障推進協議会

生活保護基準引下げ違憲 東京国賠訴訟（はっさく訴訟）

第1回控訴審口頭弁論のお知らせ

お待たせしましたが、いよいよ控訴審が始まります。

この間、他の地域における裁判の頑張りにより、原告側の勝訴を宣言する判決が数多くでておりましたところ、昨年11月30日、名古屋高等裁判所において、完全逆転勝訴判決が出されたことは記憶に新しいことかと存じます。

第1審の東京地裁判決では、引下げ自体の違法性の主張は認められましたが、国家賠償請求は退けられています。名古屋高裁に続き、正しい判決が出ますよう応援をお願いいたします！

第1回 口頭弁論期日のご案内

3/12(火)

start 13:40~15:00

場所: 東京高裁101号法
(地下鉄「霞が関」駅A1出口すぐ)

※傍聴券交付(抽選)事件となる見込みです。

報告集会のお知らせ

3/12(火)

16:00から17時30分
参議院議員会館

B106会議室



弁護団・原告団・支える会連絡先
〒171-0021

東京都豊島区西池袋1丁目17番10号
エキニア池袋6階 城北法律事務所
生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟弁護団
電話03-3988-4866(担当=木下).

新生存権裁判東京ニュース

発行：生存権裁判を支える東京連絡会 ☎03-5960-0266 2024年2月16日

97歳の原告団長から最後の意見陳述 判決は6月13日



公判後の報告集会にて意見陳述を行った原告から「わたしは死ぬまで闘います」

12月12日に東京地裁103号法廷で、第18回口頭弁論が行われました。寒い中でしたが、今回は結審ということもあり、開廷前の宣伝行動には約80人が集まり、法廷は満席になりました。

今回はそれぞれの立場から最後の主張が意見陳述されました。97歳の原告団長からは、自身がどのようにして生活保護受給に至ったか、その半生が語られました。戦争や間接被ばくにご自身や家族が翻弄され、その犠牲となってきたこと。それでも最後の最後まで様々な方法でご自身で生計を立てていたことが話されました。怠慢などでは決してなく、国の戦争や政策などの犠牲となってきたのです。その結果として生活保護受給に至りますが、今度はそこでも人権を侵害されるような事態となったのです。原告側からの意見陳述は、予定していた時間を大幅に押し延ばしましたが、裁判官は急かしたり止めることはなく、最後までしっかりと受け止めているようでした。

報告集会では、弁護団から今回と今までの裁判の振り返り。参加した原告それぞれからも近況報告や、意見・感想が述べられました。

判決は当初2月～3月に出るとの見込みでしたが、今回6月13日と言われました。この意味について弁護団からは「ここまで時間をかけるというのは私たちを勝たせ、しかも高等裁判所に行ってもひっくり返されないようなきちんとした充実した判決を書くつもりがあるのだろうと、私たちは受け取りました」「そして判決の期日が想定していたより先になったことを前向きに捉え、署名や街頭宣伝などにさらに取り組みましょう」「東京だけでなく全国の運動と連帯を強めましょう」と呼びかけられました。今回意見陳述を行った原告は「わたしは死ぬまで闘います。みなさん最後まで一緒にがんばりましょう」と強い決意で呼びかけられました。

事務局からも、6月の判決まで2ヶ月に1回は宣伝活動をするので積極的な参加と、さらなる署名集めへの協力が呼びかけられました。

判決は6月13日（木）14時～
東京地裁 103号法廷

最後まで署名集め、街頭宣伝へのご参加、ご協力をお願いいたします。



今年初の判決

鹿児島地裁も勝訴

合理的で説得力のある判決

保護費減額の取消しを命じた鹿児島地裁

1月15日、鹿児島地方裁判所は、鹿児島県内の生活保護利用者30名が鹿児島市、出水市、国を被告として提起した裁判で、保護費の減額処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。

高裁を含め14例目の勝訴

これまでに言い渡された26の判決（うち2つは高裁判決）のうち、2021年2月22日の大阪地裁判決、2022年5月25日の熊本地裁判決、同年6月24日の東京地裁判決、同年10月19日の横浜地裁判決、2023年2月10日の宮崎地裁判決、同年3月24日の青森地裁判決、和歌山地裁判決、同年3月29日のさいたま地裁判決、同年4月11日の奈良地裁判決、同年5月26日の千葉地裁判決、同年5月30日の静岡地裁判決、同年10月2日の広島地裁判決、そして同年11月30日の名古屋高裁判決に次ぐ、地裁では13例目、高裁を含むと14例目の勝訴判決となります。厚生労働大臣の処分の違法性を認める流れには揺るぎがありません。

弁護団は「国は控訴せず従うべき」

判決後に開いた記者会見で、弁護団長の増田博弁護士は、「なぜ苦しい生活をしている人の支給額を引き下げなければならないのか、裁判所が見事に判断した。合理的で説得力のある判決で国も控訴せず従うべきだ」と評価するとともに、早期の解決を求めました。

原告は「感無量」「やっと勝てた」

原告の男性(73歳)は喜びの声を上げると同時に、生活の大変さを訴えて「国が保護基準を上げる後押しになってくれると良い」と語りました。さらに、支援者も「たたかなければと思っただけで、提訴した頃は勝てるとは思っていなかった。全国のたたかいが流れを作ってくれた。勝てて嬉しい」と語りました。



(勝訴旗をかかげる鹿児島弁護団)

これからは、残る6地裁、さらには続々と高裁判決が続きます。また、既に大阪訴訟、愛知訴訟が最高裁でのたかいいなっています。ご支援をお願いいたします。

※全国の判決、当会の動きは、いのちのとりで裁判全国アクション HP に掲載しています。どうぞご覧ください。
<https://inochinotoride.org/>

共同代表と事務局から新年のご挨拶



本来の目標に向けて

藤井 克徳
(共同代表・きょうされん専務理事)

私たちの「いのちのとりで裁判」とは何でしょうか。直接の目標は、「負を埋める」ことです。政府によって削られた生存権を回復させることです。これだけを聞けば、元の状態に戻して目標は達成と言うことになります。本来の目標はそうではありません。生活保護基準を飛躍的に引き上げることです。さらには、その向こうに憲法 25 条の完全実現を図るための新たな法体系づくり、生活保護法に代わる生活保障法(仮称)の打ち立てがあるのです。

そうしてみると、「負を埋める」運動は、本来の目標の実現からみれば途中段階に過ぎないのです。もちろん甘くみることは禁物です。完全に勝利することであり、そのことが新たな未来への反転攻勢の足場づくりになるのです。「いのちのとりで」の運動は、個々の裁判支援にとどまらず、全国の原告と弁護団、支援者をつないでくれました。

今年は、このつながりをさらに強め、関連する裁判のすべてで勝利していきたいと思います。「取り戻す」の運動から、「新たな未来づくり」の運動へと発展させていこうではありませんか。

希望と前進の年に

木下 秀雄
(共同代表・大阪市立大学名誉教授)

2024年、新年おめでとうございます。能登地震など波乱の幕開けとなりましたが、様々な困難を乗り越えて希望と前進の年にしたいと思います。

私は「生活保護基準引き下げアカン、大阪の会」の共同代表をしています。

昨年4月14日に大阪高裁で、2021年2月22日の大阪地裁判決をくつがえす、極めて悔しい、そしてひどい判決が出ました。しかし、その後千葉地裁、さいたま地裁、静岡地裁、11月30日の名古屋高裁判決と、原告勝訴判決が続きました。12月の那覇地裁判決は残念でしたが、大阪高裁判決の逆流を許さない各地の判決を見て、改めてこのいのちのとりで訴訟の素晴らしいところは、全国で同じ志を持って訴訟を提起し、闘っていることだと実感しました

今後、各地の地裁、高裁で原告勝訴の判決が続くよう、そして大阪事案の最高裁での再逆転勝訴実現のために、今年も全国の皆さんと力を合わせたいと思います。





生活保護はますます重要に

稲葉 剛

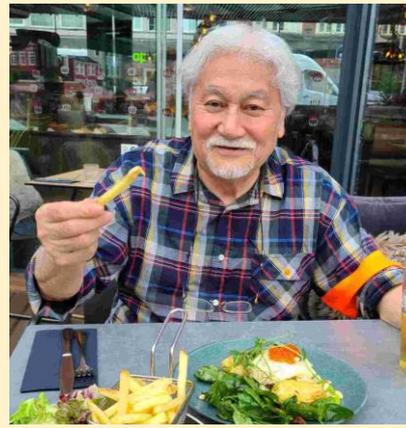
(共同代表・つくろい東京ファンド代表理事)

本年1月1日に発生した能登半島を震源とする大規模な地震は、未だ全容が明らかにならないほどの甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

2011年に東日本大震災が発生した際は、災害や原発事故の直接的・間接的な影響により、数か月後、人によっては数年後に生活に困窮され、生活保護を申請された方がいらっしゃいました。その後、各地で毎年のように大規模な自然災害が発生し、想定していなかった感染症のパンデミックも起きる等、人々の生活を脅かすリスクが高まる中、「いのちのとりで」である生活保護の重要性はますます高まっていると言えます。

生活保護制度をめぐるっては、違法な水際作戦など制度の利用を阻む要因がまだまだ残されていますが、制度を利用していても基準が不当に低すぎるため、困窮者支援団体の食料配布に頼らざるをえない人が続出しています。

昨年名古屋高裁における逆転勝訴判決は、生活保護制度のあるべき姿を改めて示してくれたものでした。誰もが健康で文化的な生活を保障される社会にしていいため、今年も力を合わせていきたいと思えます。よろしくお願いします。



権利はたたかう者の手にある

井上 英夫

(共同代表・高齢期運動サポートセンター理事長)

寒中お見舞い申し上げます。

昨年は、戦禍絶えず、絶望的にもなりましたが、名古屋高裁判決という素晴らしいプレゼントがありました。

憲法 25 条の条文に忠実に判断し、国を断罪しました。生活保護は、人権である。国が、「主権者たる国民」に「健康で文化的」な生活を保障し、さらに「向上増進」させなければならない。引き下げなどもってのほかとし、その苦痛に対して慰謝料をも認めました。

判決は、憲法97条のいう「人権のためのたたかひの成果」に他なりません。皆さんが、負けても、負けてもたたかひ続けたからこそその成果です。

元旦、金沢は快晴でしたが激しい揺れが襲いました。私たち老夫婦は無事でしたが、珠洲、輪島等能登の被害は甚大です。それでも能登の人々は黙して、必死に耐えています。能登料理を堪能できるような「人間の復興」を祈るばかりです。

しかし、国は災害対策も生活保護・社会保障も「公助」で寄り添うのみだと、自助・頑張りを強要します。どこに、どのように住むか、自分で決定できる。貧困や過疎化、災害をこえて、「住み続ける権利」を人権として保障させましょう。

裁判の舞台は最高裁にうつります。人権のためのたたかひを「燎原の火」のように広げ、最高裁そして日本の国を変えましょう(名古屋高裁判決については、『ゆたかなくらし』2月号(1月発行)をご覧ください)。



「係争中だから」と逃げることは許されない

田川 英信（事務局・社会福祉士）

昨年11月30日の名古屋高裁判決後に、三日間にわたって衆参の厚生労働委員等の国会議員に要請しました。その際に一番強い反応があったのは、被告側が国会答弁と違うことを裁判で主張していると説明した時でした。

引き下げ当時、「物価が下がったことによって実質的に購買力が増えた」から生活保護基準を下げたと政府は国会で説明していました。もちろん、いのちのとりで裁判でも同様の主張をしていました。

ところが、デフレ調整の根拠として独自に作成した「生活扶助相当CPI」のポンコツぶりが裁判で明らかになり、物価下落による保護基準引き下げは違法だとする原告勝訴判決が相次ぎました。

そこで、被告側は「一般世帯の所得水準が低下したこととのバランスをとる」ために保護基準を下げたと主張を変えるに至りました。裁判の主張を途中で変える、これは被告側が迷走している証です。国会への説明とも食い違うことを裁判で主張することは、立法府を愚弄し、主権者である国民を馬鹿にしています。

もう被告側は詰んでいます。厚労大臣・政府は、係争中だからと逃げず、早期解決を図るべきです。



わたしたちは独りじゃない

坂下 共（事務局・きょうされん）

いのちのとりで裁判を野球に例えると、序盤3回を終わったあたり。予想を上回って優勢に立っている、といったところでしょうか。これからいよいよ中盤に入ります。地裁判決が残りわずかとなり、ここからは高裁でのたたかい、そして最高裁を見据えたとりくみに重点を置くこととなります。

日頃は感じ取ることが難しいのですが、オンラインや対面での集会などに見知った面々が集ってくると、「わたしは、わたしたちは独りじゃないんだな」と強く勇気づけられます。自己責任論が根強く社会にはびこるなかで、時にくじけそうになることもあります。各地で原告として立ち上がった人、それを懸命に支える人を思い浮かべることで、力が湧いてきます。大阪高裁での悔しい敗訴、名古屋高裁での完全勝訴という2023年をふりかえって、その思いを強くしました。

野球はツーアウトから、という言葉があります。勝敗は試合終了となるまで何が起こるか分からない、あきらめずに、という意味です。早期の全面解決をめざして、今年も力を合わせてともに前に進んでいきましょう。

今後の予定

2月2日

大阪訴訟の最高裁要請行動

3月14日13時半

秋田訴訟仙台高裁判決

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。

新生存権裁判東京ニュース

発行：生存権裁判を支える東京連絡会 ☎03-5960-0266 2023年11月6日

原告の意見陳述に聞き入る裁判長 目に涙を浮かべる書記官 「大きなインパクトを与えられた」と弁護団から手応え



公判後の報告集会にて。意見陳述を行った原告3名と弁護団

10月16日に東京地裁103号法廷で、第17回口頭弁論が行われました。弁論前に行われた宣伝行動には各地からの協力、参加がありました。傍聴席は満席まであと2～3席というところでした。今回、署名は約1800筆提出しました。これまでの累計では約3万筆に到達しています。目標の5万筆まであと一息、引き続き頑張りましょう。

今回は原告3名から意見陳述がおこなわれ、それぞれの生まれや生き立ちなどの半生、生活保護を受給するに至った経緯、そして現在の暮らしの実情や思いが話されました。

とくにこの間の物価高騰、電気代の値上げの影響は大きかったとのことで、「今年の夏の猛暑のなかでも、エアコンはつけられず、我慢できないときには図書館に行ったりしてしのいでいた」「友人に食事に誘われても断るしかない」「電車代も捻出できず、帰省することも難しい」といった厳しい生活の現実が話されました。

その後、佐藤宙弁護士より、直近の大阪高裁判決が原告敗訴したことについて、司法審査の欠落であることとその誤りが指摘され、東京地裁ではそのようなことがないように、しっかりと司法審査をし、判決を出してほしいとアピールされました。

報告集会での弁護団からの解説では、「原告の意見陳述は本当に力がある」「弁護人からは毎回、理論的に理屈で説明を行っているが、今日の原告の声のインパクトは圧倒的だった」「裁判長や国側も熱心に聞き入っていた」「隣にいた書記官は、メガネを外して目をウルウルさせていた」と発言がありました。傍聴人退席後のやりとりのなかでも、裁判長は、これまでに提出してきた文書にしっかりと目を通し、読み込んでいる様子で、「裁判所としてしっかり仕事をする姿勢がある裁判長という印象」ということでした。



秋晴れのなか弁論前の宣伝行動。各地から多くの支援者が集まりました。

報告集会では、意見陳述を行った原告や、他の原告からの発言がありました。「今日の意見陳述にあたって弁護士の先生と一緒にしっかり準備していたので、緊張はしなかった」「この裁判に関わってから、自分以上に困っている人と関わる機会を得た。生活に困っている人が多くいて、声をあげられない人がたくさんいることを知った。様々な経緯、背景があって、経済的に困窮している人は、たくさんいる。そしてその人たちはみんな最終的に生活保護に頼るしかない。そういった意味で、多くの人たちのためにもこの裁判で勝ちたい」「最後まで頑張って勝ちたいので、みなさんのご支援をよろしくお願ひします」

今回の口頭弁論で指摘された大阪高裁の敗訴判決ですが、そのあと、千葉、静岡、広島
の3か所で判決が出ましたが、いずれも勝訴判決が出ています。

わたしたちの裁判は、次回は12月12日、最後の口頭弁論となり、97歳の原告の団長から
の意見陳述を予定しています。当日には、判決日が決まる予定です。

その直前の11月30日には名古屋高裁で判決が出ますので、こちらにもぜひご注目くだ
さい。

今後の予定

12月12日（火）13時半～ 結審
年明け2月～3月ころ 判決！



街頭署名・宣伝行動の予定

11月18日（土）15時～ 京王線 高幡不動駅前

判決まであともう少し！署名目標まであと2万筆！

署名集め、法廷への傍聴、街頭宣伝へのご参加、ご協力をお願いいたします。

新生存権裁判東京

みなさんの街頭宣伝署名協力をお願いします



街頭宣伝をします！

雨天中止

署名の訴え、チラシや宣伝ティッシュの配布を行います
地下鉄丸ノ内線、茗荷谷駅前に集合ください。

原告の方には交通費がです。

ひとりではなくみんなのために
みんなはひとりのために

「公正な審理を求める要請書」

現在までの累計**3万3,521筆**です

新生存権裁判東京は2023年12月12日に結審しました。

判決日は6月13日です。

それまでが勝利判決に向けた正念場となります。新生存権裁判の勝利のためにも、多くのみなさんのご協力をお願い致します。

判決までに5万筆の署名にご協力を！



主催：生存権裁判を支える東京連絡会

連絡先：〒170-0005 豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階（都生連）

Tel.03-5960-0266 Fax03-5960-0268

新生存権裁判東京

みなさんの裁判傍聴署名協力をお願いします

結審です！



12:30~13:00 地裁前宣伝行動、署名提出

13:30~ 103号法廷 口頭弁論傍聴

閉廷後、報告集会会場へ移動

15:30~ 報告集会 (法廷が延びた場合は閉廷45分後)

※会場 第1衆議員会館 第6会議室(予定)

原告の方には交通費が
です。

街頭<宣伝・署名>行動

[と き] 11月18日(土)15時~16時

[ところ] 京王線 高幡不動駅 駅頭

提訴以来8年が経過する新生存権裁判は、全国29の地裁で、30訴訟が争われ、これまでに22の地裁で判決(2023.10.3現在)が出され、原告の12勝10敗と勝ち越し数が増え、昨年5月の熊本地裁判決からは11勝2敗と潮目が変わり、原告優位の状況になってきています。

来年3月末までには後発の東京地裁での判決が出される予定です。今年、勝利判決に向けての正念場！東京でも新生存権裁判での必勝をめざし、多くのみなさんのご協力をお願い致します。



主催：生存権裁判を支える東京連絡会

連絡先：〒170-0005 豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階(都生連)

Tel.03-5960-0266 Fax03-5960-0268

私たちは裁判で訴えています…

生活保護基準引き下げは憲法違反

署名や裁判傍聴にご支援ください！

引き下げの影響は様々な制度へ

労働	税金	教育	医療	介護	福祉	住宅
最低賃金	住民税 非課税	保育料 減免	国民健康 保険料 減免	介護 保険料 減額	障害者福祉 サービス 自己負担 限度額	公営住宅 家賃減免
	地方税の 減免・ 滞納処分 禁止	就学 援助 [※]	高額療養費 自己負担 限度額	介護保険 自己負担 限度額	難病患者の 医療費減免	
		高校等 奨学金				
		私立高校・ 大学等授 業料減免				

生活保護基準は、国の発表では右表のように47ものさまざまな制度の基準に連動しています。生活保護基準が引き下げられると、国民の生活を支える制度の基準も引き下げられることになります。

この裁判は、2013年度から2015年4月まで3回にわたり行われた「生活保護基準引き下げ」が「憲法25条の定める『生存権』保障に違反する」として、全国で千人を超える生活保護受給者が、東京地方裁判所など、全国29の地裁に提訴し、これまでに22の地方裁判所で判決が出され、原告が12勝10敗と、多くの方の粘り強い支援により勝ち越し数が増え、昨年5月の熊本地裁判決からは原告11勝2敗と潮目が変わってきています。今年4月の控訴審初の大阪高裁では逆転敗訴判決が出された後も、千葉・静岡に続き広島地裁でも連続して原告勝訴判決が言い渡されたことで、大阪高裁判決に影響力、説得力がないことがさらに明らかとなりました。

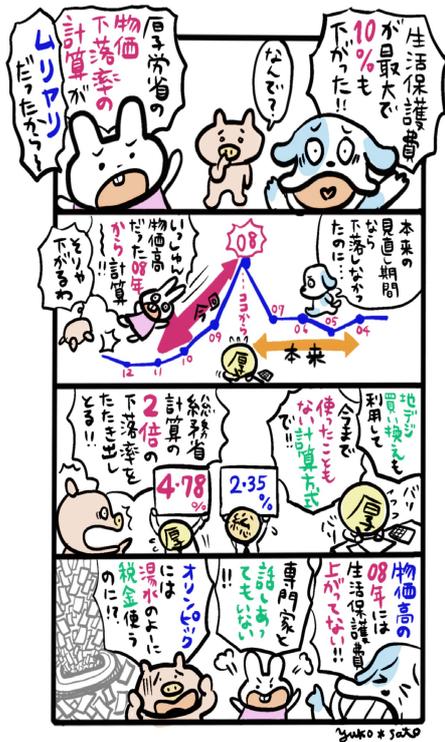
勝訴判決では、引き下げた理由が審査され、

- ①毎年物価の動きも考慮し基準の改定を行ってきたにも関わらず、物価下落のみを理由とする「デフレ調整」を行ったこと、
- ②2007年から2008年に急激な物価上昇が生じているのに、無視して2008年以降の物価の下落部分のみを切り取って考慮したことに、合理的根拠はなく、
- ③統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く厚労大臣の判断過程には過誤・欠落があり、その裁量権の逸脱・乱用である。

として、国の処分を取り消しました。私たちは、国にこれらの判決を真摯に受け止め、生活保護基準を引き下げてきたこれまでの政策を速やかに改めるよう要求しています。

原告には高齢者が多く、諸物価高騰の中、最高裁までの先延ばしは許されません。裁判勝利とともに、早期決着へのご支援ください。

裁判の傍聴と公正な審理を求める要請署名へのご協力をお願いします。



新生存権裁判東京原告団、新生存権裁判東京弁護団、生存権裁判を支える東京連絡会、東京都生活と健康を守る会連合会、東京社会保障推進協議会

新生存権裁判東京

みなさんの裁判傍聴署名協力をお願いします



12:30~13:00 地裁前宣伝行動、署名提出

13:30~ 103号法廷 口頭弁論傍聴

閉廷後、報告集会会場へ移動

16:00~ 報告集会 (法廷が延びた場合は閉廷45分後)

※会場 第2衆議員会館 第1会議室

原告の方には交通費が
です。

ひとり
みんな
はみんな
のため
に

街頭<<宣伝・署名>>行動

[とき] 11月18日(土)15時~16時

[ところ] 京王線高幡不動駅 駅頭

提訴以来8年が経過する新生存権裁判は、全国29の地裁で、30訴訟が争われ、これまでに21の地裁で判決(2023.5.31現在)が出され、原告が11勝10敗と勝ち越し、原告優位の状況になってきています。

来年3月末までには後発の東京地裁での判決が出される予定です。今年、勝利判決に向けての正念場!東京でも新生存権裁判での必勝をめざし、多くの方のご協力をお願い致します。



主催: 生存権裁判を支える東京連絡会

連絡先: 〒170-0005 豊島区南大塚3-51-2大塚齊藤ビル1階(都生連)

Tel.03-5960-0266 Fax03-5960-0268

原告を励ます つどい

とき

10月7日(土)

午後2時(1時半開場)～

参加
無料

ところ

地域保健企画ビル6階

(JR立川駅、西国立駅 徒歩5分)



ふろぐらむ

学びましょう!

新生存権裁判のたたかいと
生活保護法から生活保障へ
講師：田所 良平 弁護士

(三多摩法律事務所)

交流しましょう!

10月16日の原告の意見陳述、12月12
日の結審、来年春の判決にむけて、原告
と支援者が交流を深め、世論を広げ、勝
利判決を勝ち取ろう!

問合せ先：生存権裁判を支える東京連絡会 (事務局)
東京社会保障推進協議会 (03) 5395-3165
東京都生活と健康を守る会連合会 (03) 5960-0266

新生存権裁判東京ニュース

発行：生存権裁判を支える東京連絡会 ☎03-5960-0266 2023年8月15日

新たな裁判長は好印象 「これは勝てる」と弁護団から手応え － 7月21日、口頭弁論日の報告－



この日、地裁前での宣伝行動には約40名が参加、傍聴には約60名が参加しました！

7月21日東京地裁103号法廷で第16回口頭弁論が行われました。今回から裁判長が交代して、原告有利の雰囲気が変わってしまうのでは？と懸念していましたが、田所弁護士からは「前の裁判長よりも好印象に感じた」ということでした。

裁判では、被告側からスライドを使った説明が行われました。内容は、当時の厚生労働大臣が行った保護費引き下げに間違いはなかったという主張でした。しかしその中身は、デフレ調整を行った当時の説明とは異なるものでした。そもそもデフレ調整とは、物価が下がって生活が楽になったとされ、その分だけ保護費を下げて調整するといったものでした。しかし生活保護以外の国民の生活がリーマンショックで苦しくなったから、その分生活保護のみなさんも我慢してくださいという理由で引き下げたというふうに説明が変わっていました。

裁判後の三者協議では、裁判長からいくつか質問を受け、それに時間がかかったそうです。そこで新しい裁判長は、きちんと自ら考え、決断を下そうとする姿勢が感じられ、「これは勝てる」と思えた田所弁護士から裁判後の報告集会で発言がありました。

また集会には、一部勝訴判決をすでに勝ち取った東京の先発の「はっさく裁判」弁護団から高田弁護士が参加しました。はっさく裁判では、控訴に向けた打ち合わせをしているところとの事です。高田弁護士は、今日の裁判にも参加されており、「はっさく裁判の時には、国はスライドを使った説明などは一切行わなかった」「負けたから今回はこういう弁明をしてきたんだなと思った」「はっさくも、高裁の方でもしっかり勝っていきたい」「一緒にがんばりましょう」と発言がありました。

原告の方からは、「家族が誹謗中傷の被害を受けており、非常に怒りを感じている」「わたしたちの生活をなにも知らずとせず、ただなにもせず怠けているという人がいるが許せない。抗議の声をあげていきたい」という発言や、「ネットで誹謗中傷を受けている。この裁判のことを発信したところ、さらに税金をもらおうとしているのかと言われた」「生活保護で楽をしようとしているわけではない。障がいや病気もあり、1日1日を毎日どうやって生きていこうかと考え生活している。自分のこうした立場から何か学べないか、発信できないかと考え駅頭で署名活動や学習会を行っている」といった発言がありました。



集会の最後に、窪田事務局長から以下の訴えがありました。

今回の傍聴は約60人の参加となりましたが、傍聴席は84席あります。次回10月16日は、原告の意見陳述も行われます。次回はさらに周りの人に呼びかけて、傍聴席があふれるくらいにしましょう。社会が注目しているということを示して、公正な判決を得て勝利しましょう。

また その前の9月9日には、巣鴨駅前で行います。署名は判決が出るまでに5万筆を集める目標です。本日提出した分で3万筆となりました。あともう一息、頑張りましょう。

10月7日には「原告を励ますつどい」を立川の会場を借りて開催する予定です。

本日は、はじめて取材に訪れたマスコミの方、複数政党からの参加もあり、支援の輪が広がっている状況です。勝利判決に向けて、引き続き頑張っていきましょう。

今後の予定

口頭弁論

10/16 (月) 13時半～ 原告数名から生活実態を伝える意見陳述を予定
12/12 (火) 13時半～ 結審
年明け2月～3月 判決

街頭署名・宣伝行動

9月9日 (土) 17時～ 巣鴨駅

原告を励ますつどい

10月7日 (土) 地域保健企画ビル6階会議室 (立川)



署名集め、法廷への傍聴、街頭宣伝へのご参加、心よりお願いいたします。